

新設分割にかかる事後開示書面

令和8年4月3日

(新設分割会社)

富山市婦中町島田328番地

田中精密工業株式会社

代表取締役 田中 英一郎

(新設分割設立会社)

富山市新庄本町二丁目9番79号

ティースタート株式会社

代表取締役 沖 健司

新設分割会社と新設分割設立会社は、共同して、会社法第811条および会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 新設分割が効力を生じた日

令和8年4月1日

2. 新設分割の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1)新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に該当するため、新設分割会社は、会社法第805条の2の適用がありません。

(2)反対株主の株式買取請求

本件新設分割は、会社法第805条に該当するため、新設分割会社は、会社法第806条の規定による手続きを実施していません。

(3)新株予約権買取請求

新設分割会社は、新株予約権を発行していません。

(4)債権者の異議

本件新設分割は、分社型新設分割であり、かつ、新設分割設立会社が新設分割会社から債務を一切承継しなかったため、新設分割会社は、会社法第810条の規定による手続きは実施していません。

3. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、効力発生日である令和8年4月1日をもって、新設分割会社より新設分割計画書に記載された事業に関する権利義務を、同計画に従い承継いたしました。なお、承継した資産の額は金4600万円であります。

4. 上記のほか、新設分割に関する重要な事項

本件新設分割の結果、新設分割設立会社の資本金の額は1000万円、その他資本剰余金の額は金3600万円となりました。